

令和7年度
第6回山都町農業委員会
総 会 議 事 錄

山都町農業委員会

令和7年度第6回 山都町農業委員会総会

日 時 令和7年9月10日（水）午後2時00分開会

場 所 清和支所（旧議場）

招集者 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

議事日程 第1 会議録署名委員の指名 16番 下田 委員・17番 木村 委員

第2

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第10号 農地の賃貸借の合意解約について

議案第24号 農地法第3条による許可申請について 4件

議案第25号 農地法第5条による許可申請について 1件

議案第26号 令和7年度第6号農用地利用集積等促進計画について

議案第27号 令和7年度第6号農用地利用集積等促進計画について
(所有権移転)

議案第28号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの
判断について

出席委員

【19名】 山本 勝洋、門岡 和美、佐藤 幸代、後藤 康喜、芹口 昭浩、
飯星 房雄、玉目 秀二、小崎 芳雄、興梠 辰也、菊池 吉之、
本田 惠藏、山下 照、高森 正、下山 久義、松川 陽一、
下田 孝文、木村 幸則、西山 常雄、西田 育

欠席委員

【 0名】

出席職員

【 3名】 興梠宏幸、藤山真悟、下田理佐

欠席職員

【 1名】 松本文孝

事務局 皆さん、こんにちは、
《前段の挨拶及び報告》
本日の委員出席は、19名です。
山都町農業委員会会議規則第7条の規定の過半数を超えており、本委員会は成立します。なお、事務局は3名の出席です。

それでは、会議を始めます。開会を 門岡職務代理者にお願いします。

代理 皆さん、こんにちは、《前段の挨拶。》
それでは、令和7年度第6回山都町農業委員会の総会を始めます。

事務局 続きまして、山本 会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 《会長より挨拶を述べる》

事務局 これから議事に入ります。会議規則第4条により議事進行を山本会長にお願いします。

会長（以下
「議長」） それでは、日程第1、会議録署名委員の指名です。
本日は、16番 下田 委員・17番 木村 委員 宜しくお願ひします。

議長 日程第2、議案の審議に入ります。

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
下記記載の農地について、農地法第3条の3第1項の規定による届出があつたので報告する。

令和7年9月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは報告第9号農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。
今回、5件の届出があっており、相続による案件が2件、時効取得による所有者の移転案件が3件です。
詳細は、議案書のとおりです。
以上、報告いたします

議長 はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、
報告第10号 農地の賃貸借権の合意解約について
下記記載の農地について、農地の賃貸借権の合意解約があつたので報告する。

令和7年9月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 報告第10号について説明致します。
今回、賃貸借権の合意解約について2件提出があり、
いずれも農地中間管理事業に係る集積計画および配分計画の一括解約となります。
解約事由については、議案書にてご確認ください。
以上です。

議長 続けてください。

事務局 報告第10号の3番の案件・農地法第3条による許可申請の申請番号4番の案件を取り下げたいと思います。議案書には×の印をつけてある案件です。
今回の原因として、当初譲渡人から譲受人への3年間の賃借権の申請があつたのですが、確認したところ申請してある地番が別地番（実際申請する地番の隣の地番）の内容で申請してあることが判明しました。同地番には議案書にあります方の賃貸借権があり、解約の手続きを行っていたのですが取り下げさせて頂きたいと思います。尚、申請者の方には正しい地番の番号にて再度、申請書および添付書類を提出されるよう指示を行っています。
以上です。

議長

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

議案第24号 農地法第3条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第3条第1項の規定に基づき許可申請があつたので、許可の決定について承認を求める。

令和7年9月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

1番の説明を 9番 興梠 委員お願いします。

興梠委員

1番の説明をします。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の畠合計・・・m²の売買による所有権移転の案件です。

判断の理由

譲受人の主な経営は水稻・野菜です。

譲渡人は高齢のため農地の管理が困難となり農業経営を縮小する意向がありました。申請地について譲受人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。

申請地は今後譲受人が大根を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。以下表記の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長

はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして2番の説明を10番 菊池 委員お願いします。

菊池委員

2番の説明をします。

所有権移転の案件です。

菊池委員 謙受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の畠合計・・・m²の売買による所有権移転の案件です。

判断の理由

謙受人の主な経営は水稻・栗・ブルーベリーです。

謙渡人は熊本市内に居住しているため農地の管理が困難となり農業経営を縮小する意向がありました。申請地について謙受人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。

申請地は今後謙受人が野菜・ブルーベリーを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

以下表記の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして3番の説明を11番 本田 委員お願いします。

本田委員 3番の説明をします。

所有権移転の案件です。

謙受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・m²の贈与による所有権移転の案件です。

判断の理由

謙受人の主な経営は水稻・野菜です。

謙渡人は高齢のため農地の管理が困難となり農業経営を縮小する意向がありました。申請地について謙受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。

申請地は今後謙受人が野菜を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

以下表記の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

議長

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

4番の案件につきましては取り下げのため削除とします。

続きまして5番の説明を14番 下山 委員お願いします。

下山委員

5番の説明をします。

賃借権設定の案件です。

借受人は農業を営む個人で、山都町・・・の畠合計・・・m²の5年間の賃借権設定の案件です。

判断の理由

借受人の主な経営はカブです。

貸付人は申請地について借受人と相談し、双方の間で5年間の賃借権設定の話が決まったため申請されました。

申請地は今後借受人がカブを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

以下表記の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます

議長

はい、5番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、

議案第25号 農地法第5条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第5条第1項の規定に基づき許可申請があつたので、許可の決定について承認を求める。

令和7年9月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

議長 1番の説明を 12番 山下委員お願いします。

山下委員 1番の説明をします。

農地転用案件について説明します。

転用者は町内に居住する個人で、山都町・・・の田 ・・・筆 ・・・m²を山林に転用した案件です。

令和4年3月に、農地法の理解の不足により植林を行ったため、深く反省する旨の始末書が提出されています。

別添の土地利用計画図もご覧ください。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。

事業内容は申請地全域ヘスギを850本程度植林するもので植林の規模も山都町森林整備計画の観点からも妥当と思われます。

申請地は地形等生産条件が悪く、借り手もいなかった土地です。

周囲を山林・原野に囲まれ、農地として管理していくことが困難であり、荒廃防止のために植林を行い、山林として管理していくため今回の申請に至りました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しますが日照・通風等への影響はありません。

排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。

なお、申請面積が3,000m²を超えていたため、山都町農業委員会総会での許可相当の判断が出た後に、県の常設審議委員会にかけることになります。

以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、

議案第26号 令和7年度第6号農用地利用集積等促進計画について
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和7年9月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 26 号について説明致します。

熊本県農業公社を通した農地の貸し借りについての案件です。

今回 4 件上がっております。

申請番号 1 です。

山都町・・・の畠、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に 10 年間の使用貸借権設定の再設定案件になります。

受け手の経営作物はベビーリーフです。

申請番号 2 です。

山都町・・・の畠、・・・筆、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に 10 年間の使用貸借権設定の新規案件になります。

受け手の経営作物はベビーリーフです。

申請番号 3 です。

山都町・・・の畠、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に 10 年間の使用貸借権設定の新規案件になります。

受け手の経営作物はベビーリーフです。

申請番号 4 です。

山都町・・・の畠、・・・筆、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に 10 年間の使用貸借権設定の新規案件になります。

受け手の経営作物はベビーリーフです。

以上です。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

12 番山下委員

山下委員

受け手の方は元々清和の方ですか。住所は湖東と書いてあるのですが。こちらに戻ってこられるのですか。

事務局

はい。こちらに戻って来られる予定です。

議長 宜しいですか。
他に質疑ございませんか。
《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございます。

議長 それでは、採決に入ります。議案第26号について、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
はい、全員賛成です。

よって、議案第26号 令和7年度第6号農用地利用集積等促進計画について、令和7年9月10日に許可を決定致します。

続きまして
議案第27号 令和7年度第6号農用地利用集積等促進計画について
(所有権移転)
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和7年9月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第27号について説明します。
農地中間管理機構である熊本県農業公社を通した売買による所有権移転関係です。
今回2件上がっております。

申請番号1です。
山都町・・・の田、・・・筆、・・・m²、熊本県農業公社から譲受人への売渡案件になります。
令和7年4月の総会にて承認されました農業公社の買入に伴う所有権移転登記が完了したため、今回の総会に諮るかたちとなりました。

申請番号2です。
山都町・・・の田、・・・m²、熊本県農業公社から譲受人への売渡案件になります。
令和7年4月の総会にて承認されました農業公社の買入に伴う所有権移転登

事務局 記が完了したため、今回の総会に諮るかたちとなりました。
以上です。

議長 はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。
《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第27号について、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
はい、全員賛成です。

よって、議案第27号 令和7年度第6号農用地利用集積等促進計画
(所有権移転)について、
令和7年9月10日に許可を決定致します。

続きまして

議案第28号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について、別紙添付の農地について、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を求めます。

令和7年9月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局 案第28号について説明をします。
農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について説明いたします。
総会資料をご覧ください。併せて、別添の写真もご覧ください。
今回、非農地であると判断した農地については、田 3筆 畑 1筆 の11, 198.77m²の農地で、農業委員及び推進委員の方に現地確認を行っていただけ、農地への復旧困難や復旧しても継続的に利用されないと見込まれる農地について、判断したものになります。
議案第28号についての説明は以上です。

議長 はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。
はい、17番木村委員

木村委員 城平の案件は工事する時に分からなかつたのですか。
(転用案件ではないのか。)

事務局 はい。この案件は特殊な経緯になっておりまして、ご覧の通り店舗の駐車場の一部なのですが、かつて国道を施工する際今回の案件の土地の地目変更が行われないまま国道幅員部分に入つておりました。国から一度払い下げを以て現地の状態になつてるので、元々の店舗の転用の手続きの際に洩れていたものになります。

議長 木村委員宜しいですか。
他に質疑ございませんか。
《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第28号について、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
はい、全員賛成です。

議案第28号の農地について、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断については、異議なしということで、記載されているとおりであると判断します。

以上で、議案はすべて終わりました。
進行を事務局にお返しします。

事務局 審議が終わりましたので、閉会を佐藤 副会長にお願いいたします。

佐藤副会長 皆様、大変お疲れさまでした。
報告及び議案につきまして慎重審議頂きありがとうございました。
これをもちまして、令和7年度第6回山都町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、書記が記録したものであるが、その内容に相違がないことを証し、ここに署名する。

山都町農業委員会会長

16番 下田 委員

17番 木村 委員